

令和 7 年 1 月 30 日

令和 7 年第 1 回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和 7 年 1 月 30 日

令和 7 年第 1 回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第 1 号 守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則の制定について
..... 3

守山市立幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則案の説明について

守山市立幼稚園預かり保育事業について、幼稚園を利用しながら保護者が働く選択肢を持てるよう実施日数を拡充するとともに、利用料を減額し、利用しやすい環境整備を行う。あわせて、幼稚園給食開始に伴い、預かり保育時にも給食提供できるよう預かり保育利用時の給食についても定めるため、今回、必要な事項の改正を行うものである。その改正概要は、次のとおりです。

1 規則名

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則(令和元年教委)

2 主な改正理由

(1) 実施日数の拡充について

幼稚園を利用しながら保護者が働く選択肢を持てるよう実施日数を拡充するため、長期休業中の預かり保育日数を拡充する。

(2) 預かり保育利用料の減額について

長期休業中の1日の保育料を600円/日から450円/日に引き下げる。

(3) 幼稚園給食開始に伴う預かり保育時の給食費徴収について

幼稚園給食開始に伴い、預かり保育時にも給食提供を行うため、その給食費の設定および徴収に関する事項を定める。

3 改正概要

(1) 常時預かりの実施期間変更について【第2条第2項および第3項】

4月は新入園もしくは学年が変わり、新たな生活に不慣れなことから月単位での利用を行う常時預かりの利用を受け付けず、すべて一時預かりとしていたが、幼稚園を利用しながら保護者が働く選択肢を持てるよう、4月から常時預かりを可能とする。

＜現行＞

- ・常時預かりは、4月は実施しない。
- ・一時預かりは月10日を上限として利用できるが、4月については、常時預かりを受けず、すべて一時預かりとして受けるため、4月のみ月10日上限を適用しない。

＜改定後＞

- ・4月から常時預かりを実施。
- ・常時預かりを4月も実施するため、4月についても、本来の一時預かりの利用条件である月10日を適用する。

(2) 園による預かり保育時間の変更について【第6条】

各園の事情に応じて、園ごとに預かり保育時間の変更ができることとしていたが、

利用者の利便性向上のため、基本的な預かり保育時間の変更は教育委員会が認める場合のみとする。

＜現行＞

- ・預かり保育時間について、園長が認める場合、園ごとに預かり保育の開始時刻および終了時刻を変更することができる。

＜改定後＞

- ・教育委員会が認める場合のみ、変更できることとする。

(3) 実施日数の拡充について【第7条第1項】

幼稚園を利用しながら保護者が働く選択肢を持てるよう実施日数を拡充するため、預かり保育の休業日を次のとおり変更する。

	＜現行＞	＜改定後＞
学年始休業日	4月1日から4月8日まで →	4月1日および同月2日
夏季休業日	7月21日から8月31日まで →	8月13日から同月15日まで
冬季休業日	12月24日から翌年1月6日まで →	12月29日から翌年1月3日まで
学年末休業日	3月24日から3月31日まで →	3月30日および同月31日

(4) (3) 利用申込期間の変更について【第8条第2項および第10条第1項】

令和7年度から給食提供を開始することに伴い、食数把握のため、利用申込を前日までから3日前までに変更するとともに、申込期間が休園日の場合、園長が指定する期間としていたが、休園日の前日までの申請とする。

あわせて、決定した利用を取り消す場合、給食の食数変更に間に合わせるため、利用日の前日午前9時までに辞退届を提出することとする。

＜現行＞

- ・一時預かりの利用申請期間は、前週月曜日から前日まで
- ・申込期間が休園日の場合は、園長が指定する期間
- ・利用の辞退をする場合は、速やかに辞退届を提出する。

＜改定後＞

- ・一時預かりの利用申請期間は、利用希望日の3日前の午後5時までとする。
- ・申込期間が休園日の場合は、休園日の前日までの申請とする。
- ・利用を辞退する場合は、利用日の前日午前9時までに辞退届を提出とし、その日が休園日の場合は、その前の保育を実施する日の午前9時までとする。

(5) 預かり保育利用料の減額について【第11条第1項】

子ども・子育て支援法第30条の5第3項の規定に基づく施設等利用給付認定（法2号認定）を受けたものは、幼児教育・保育の無償化により1日450円を上限に給付を受けられるが、現状、長期休業中の1日の保育料は600円であり、自己負担が1日あたり150円発生している状態である。認定は、保育所入所と同等の保育を必要とする要件（保護者の就労等）が必要であり、保育所利用者と状況は変わらないが、幼稚園

を選択したことにより自己負担が発生してしまうのは、幼稚園入園の選択を狭める要因となってしまうため、同条件で利用できるよう、長期休業中の保育料を1日450円に引き下げる。

＜現行＞

- ・長期休業中の預かり保育料は600円

＜改定後＞

- ・長期休業中の預かり保育料を450円に減額

(6) 幼稚園給食開始に伴う預かり保育時の給食費徴収について【第12条および第13条】

幼稚園給食開始に伴い、預かり保育時にも給食提供を行うため、その給食費の設定および徴収に関する事項を定める。

【参考】

提供施設	提供内容	給食費
保育園 こども園（長時部）	提供日：月～金 提供内容：昼食と午後おやつ	5,500円/月
幼稚園 こども園（短時部）	提供日：月・火・木・金（長期休業除く） 提供内容：昼食のみ	4,200円/月

＜現行＞

- ・給食提供がないため、給食費に関する規定なし

＜改定後＞

- ・預かり保育利用時の給食費は、園児1人あたりの給食費は日額250円、おやつのみ提供日については日額100円とする。ただし、法2号認定（保育所入所と同等の保育を必要とする認定）を受けた保護者については、一月の給食費が1,300円（8月は5,500円）を超える場合については、月額1,300円（8月は5,500円）とする。
- ・「保育料の納付」を「保育料および給食費の納付」に改める。

(7) 様式変更【第13条、第16条および別記様式第7号】

＜現行＞

- ・守山市立幼稚園預かり保育料納入通知書（別記様式第6号）
- ・特定子ども・子育て支援提供証明書兼法定代理受領通知（併守山市立幼稚園預かり保育料納入通知書）（別記様式第7号）

＜改定後＞

- ・守山市立幼稚園預かり保育料および給食費納入通知書（別記様式第6号）
- ・特定子ども・子育て支援提供証明書兼法定代理受領通知（併守山市立幼稚園預かり保育料および給食費納入通知書）（別記様式第7号）

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。（付則関係）